

年金を受け取るための 請求手続き

1 老齢厚生年金(本来支給)の請求手続き

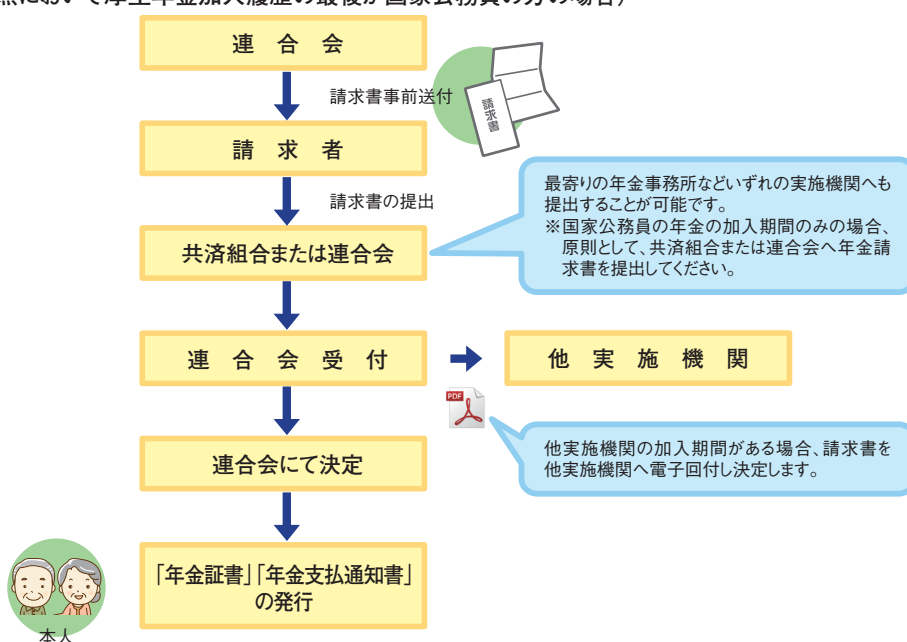
老齢厚生年金の受給要件（12 頁をご覧ください。）を満たした方が、年金の請求手続きに必要な「年金請求書」については、通常、年金の支給開始年齢に達する月の3か月前に、その時点で加入している厚生年金の種別の実施機関（厚生年金に加入していないときは、最後に加入していた厚生年金の種別の実施機関）からご本人へ送付することになっています。

「年金請求書」が届きましたら必要事項を記入し、添付書類をご用意の上、各省等の共済組合または連合会、さらには最寄りの年金事務所など、請求者ご本人が希望される窓口へ提出してください。

この年金の請求手続きについては、公務員のほかに民間会社や私立学校などの年金の加入期間がある場合であっても、すべての実施機関で共通の「年金請求書」により1か所の請求窓口で行うことが可能となっています。

なお、老齢厚生年金の決定と支給は、年金の加入期間に応じてそれぞれの実施機関が行うこととなっており、国家公務員共済組合の加入期間にかかる老齢厚生年金の決定と支給は、連合会が行います。

（年金請求書送付時点において厚生年金加入履歴の最後が国家公務員の方の場合）



◎老齢厚生年金の請求に必要な主な書類は次のとおりです。

■老齢厚生年金請求に必要な主な書類

	書 類	内 容	様 式	備 考
1	年金請求書		連 合 会 お よ び 各 実 施 機 関 所 定 の も の	
2	受取金融機関の 通帳等(本人名義) の写し	口座名義人フリガ ナ、金融機関名、支 店名、口座番号が記 載されている預金通 帳等の写し		公金受取口座を利用 する方は不要

連合会において、マイナンバーによる情報連携のしくみを活用し、地方自治体などから必要な情報を取得できない場合は、「戸籍謄(抄)本」、「住民票」、「所得証明書」の提出が必要となる場合があります。

●老齢基礎・厚生年金の繰上げ支給と繰下げ支給の請求手続き

老齢基礎・厚生年金を本来の支給開始年齢より繰り上げて受け取ることを希望する場合および老齢基礎・厚生年金を 65 歳で受け取らずに 66 歳以後 75 歳までの間に繰り下げて受け取ることを希望する場合の請求手続きは 116 頁をご覧ください。

●老齢基礎年金の請求手続き

老齢厚生年金の年金請求書は老齢基礎年金の請求書を兼ねているため、同時に請求することができます。なお、老齢基礎年金は、日本年金機構で決定し、支給されます。

●退職年金について

平成 27 年 10 月以降の組合員期間を有する 65 歳以上の方（1 年以上の引き続く組合員期間を有する方に限ります。）が退職しているときは、退職等年金給付制度による「退職年金」が決定・支給されます。（退職年金については、48 頁以降をご覧ください。）

なお、平成 27 年 10 月以降の組合員期間がない方は、退職年金の支給の対象となりません。

この退職年金の請求手続きに必要な請求書については、①退職または② 65 歳到達月のいずれか遅い時期に連合会から送付いたします。

年金を受けるための請求手続き

2

障害厚生年金・障害手当金の請求手続き

障害厚生年金（受給要件については、32 頁をご覧ください。）の請求手続きに必要な「年金請求書」は、各省等の共済組合または連合会、さらには最寄りの年金事務所の窓口にて備え付けており、障害厚生年金を請求する場合は、その傷病にかかる初診日の時点で加入している厚生年金の種別の実施機関（10 頁をご覧ください。）に「年金請求書」を提出することになります。

したがって、初診日が第 2 号厚生年金被保険者（国家公務員）期間中だった方は、各省等の共済組合または連合会へ「年金請求書」を提出することとなりますのでご注意ください。（年金事務所等の他の実施機関では受け付けられません。）

◎障害厚生年金の請求に必要な主な書類は次のとおりです。

■障害厚生年金請求に必要な主な書類

	書 類	内 容	様 式	備 考
1	年金請求書		連合会および各実施機関所定のもの	
2	医師の診断書		連合会および各実施機関所定のもの	障害認定日より3か月以内の現症のもの。 障害認定日と年金請求日が1年以上離れている場合は、直近の診断書（年金請求日前3か月以内の現症のもの）もあわせて必要となります。
3	受診状況等証明書		連合会および各実施機関所定のもの	初診時の医療機関と診断書を作成した医療機関が異なる場合、初診日の確認のため必要となります。
4	病歴・就労状況等申立書		連合会および各実施機関所定のもの	
5	受取金融機関の通帳等（本人名義）の写し	口座名義人フリガナ、金融機関名、支店名、口座番号が記載されている預金通帳等の写し		公金受取口座を利用する方は不要

連合会において、マイナンバーによる情報連携のしくみを活用し、地方自治体などから必要な情報を取得できない場合や障害基礎年金を同時に請求する場合など、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」、「所得証明書」の提出が必要となることがあります。

3

遺族厚生年金の請求手続き

遺族厚生年金（受給要件については、40 頁をご覧ください。）の請求手続きに必要な「年金請求書」は、各省等の共済組合または連合会、さらには最寄りの年金事務所の窓口にて備えておられます。

なお、請求手続きについては、すべての実施機関の窓口で行うことが可能です。

◎遺族厚生年金の請求に必要な主な書類は次のとおりです。

■遺族厚生年金請求に必要な主な書類

	書 類	内 容	様 式	備 考
1	年金請求書		連合会および各実施機関所定のもの	
2	死亡診断書の写し	死亡の事実および死亡の原因を確認するため		ない場合は、市区町村で死亡届の記載事項証明書の交付を受けてください。
3	受取金融機関の通帳等(本人名義)の写し	口座名義人フリガナ、金融機関名、支店名、口座番号が記載されている預金通帳等の写し		公金受取口座を利用する方は不要

連合会において、マイナンバーによる情報連携のしくみを活用し、地方自治体などから必要な情報を取得できない場合や障害基礎年金を同時に請求する場合など、「戸籍謄(抄)本」、「住民票」、「所得証明書」の提出が必要となることがあります。